

# ホームレスの実態と自立

## 目次

- I はじめに
- II 日本におけるホームレスの定義と実態
- III イギリスにおけるホームレスの定義と実態
- IV 日本のホームレス数に関する全国実態調査
- V ホームレスの自立、支援～社会的企業～
- VI 社会的企業 「The Big Issue」
- VII ホームレスの自立、支援の社会的企業の新たなビジネスモデル
- VIII 結び

## I はじめに

近年の日本の格差拡大の問題については、その格差の是非や、深刻かどうか、発生原因をめぐって、学術的にも政策的にも大きな問題となっている。格差社会として指摘される社会現象としては、パート、アルバイト、派遣社員、個人請負などの非正規雇用の拡大や、最近の若者のニート、フリーター層の急速な増加、生活保護受給世帯の増加、教育格差、地域間の景況格差、中高年のリストラ、自殺者の増加など様々なものがある。

しかし、これほど格差社会であると言われるものの、私たちが日常的に目に見える形で実感することはあるだろうか。

私が大阪に行ったときの話だ。電車に乗って大阪に向かう途中、電車が橋を通過する際ふと橋の下を見ると、大きなビニールシートの小屋が数か所あり、その前の川で人が裸で体を洗っている光景を目にした。そして大阪に着いてから街を歩いていても、道端で何もかけずに寝ている人、金品の物乞いをしている人、自転車の2倍ほどの量の空き缶を持ってふらふらと走っている人、どれも信じられない光景であった。

経済大国の日本、しかし、格差はこのように実際に目に見える形で実在している。そして、私はその中でも特に印象深いホームレス問題について取り上げ、日本のホームレスの現状を分析し、イギリスとの比較を交え、さらに今後の自立、支援策についても検討し提案していく。

## II 日本におけるホームレスの定義と実態

日本のホームレスの定義は「ホームレスの自立の支援などに関する特別措置法<sup>1</sup>」（第2条）に規定されている。

「ホームレス」＝「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者<sup>2</sup>」

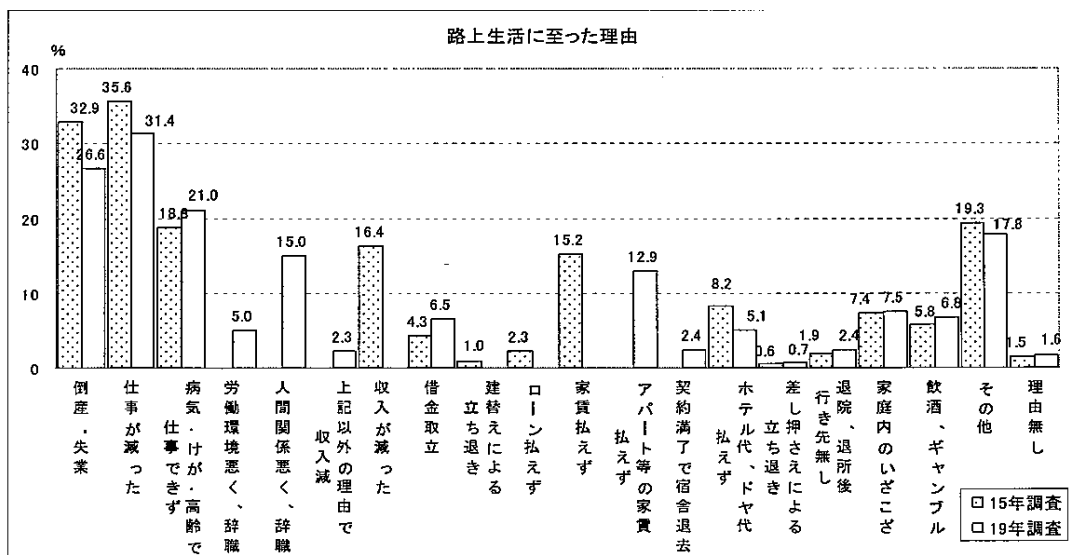
ホームレスとなる背景、要因として、ホームレス問題は、その時代における社会問題が複合的に絡み合っているものであるが、これは過去にも繰り返した現れた一つの貧困問題であり、近年の経済・雇用情勢などを背景として、今

日また新たな形で出現している。そして今日のホームレス問題は主に以下のような問題が主要なものとなって生じている。

- (1)仕事の問題・・・会社の倒産などによる安定職からの失職、日雇・住み込みなど不安定職からの失職の2タイプ。
- (2)家族、家庭の問題・・・離婚、実家とのトラブル、虐待、家出など。
- (3)住居の問題・・・家賃の滞納による立ち退き、住み込み先の喪失など。

ホームレス問題は上に挙げた3つの問題が主たる原因である。図1は厚生労働省が全国のホームレス2,049人を対象にしたホームレスの実態に関する全国調査<sup>3</sup>の中の、ホームレスが路上生活に至った原因、理由を調査したものである。これを見ると、仕事の減少、失業、倒産など(1)の仕事の問題の割合が多く、最たる原因の1つである。これらに加え、アルコール依存症、病気やけが、精神疾患、借金の問題などが絡み合っているのがホームレス問題である。

図1 ホームレスになった原因・理由



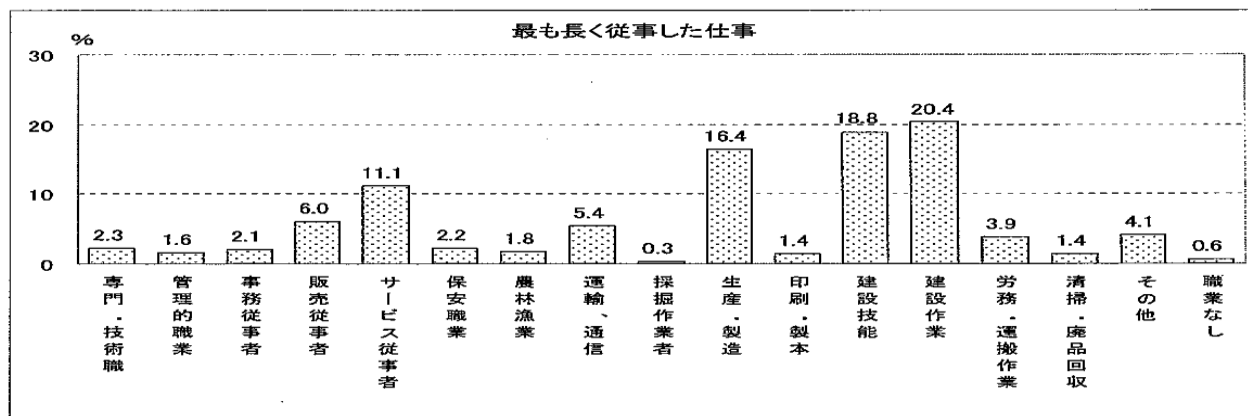
ホームレスの実態に関する全国調査 全国 2,049 人対象 (厚生労働省)

それでは、ホームレス問題の主たる3つの原因をそれぞれ分析していく。

- (1)仕事の問題・・・近年、非正規雇用の比率が拡大している。その背景には、景気の変動につれて人件費の調節を容易にできることがある。図2はホームレスがそれに至る直前までに最も長く従事した業種を表したものである。これを

見ると、ホームレスとなる直前職として割合が高いのが建設土木業(39.2%)の非正規雇用としての日雇労働であるが、近年それらの業種は機械化が進み、あまり人手を必要としなくなったことで、日雇労働市場の求人数の落ち込みが激しくなっている。また、非正規雇用の割合は 45 歳までを境に伸びているが、現在の日本のホームレスの平均年齢は約 50 歳前後であり、現状では 45 歳を超えると求人数が少なくなる。その傾向が更に強まるなか、高年齢層の者が仕事に就くことが困難な状況となっている。そして近年、雇用構造の変化により、安定職であった常用労働者の終身雇用体制が崩壊しつつあり、日雇や住み込みなど従来からの不安定労働市場も縮小しているため、以前は安定職を喪失しても不安定職が受け皿となっていたものが、その受け皿が小さくなったために安定職から直接路上に出てホームレスとなることがある。

図 2 ホームレスになる直前までに従事した業種

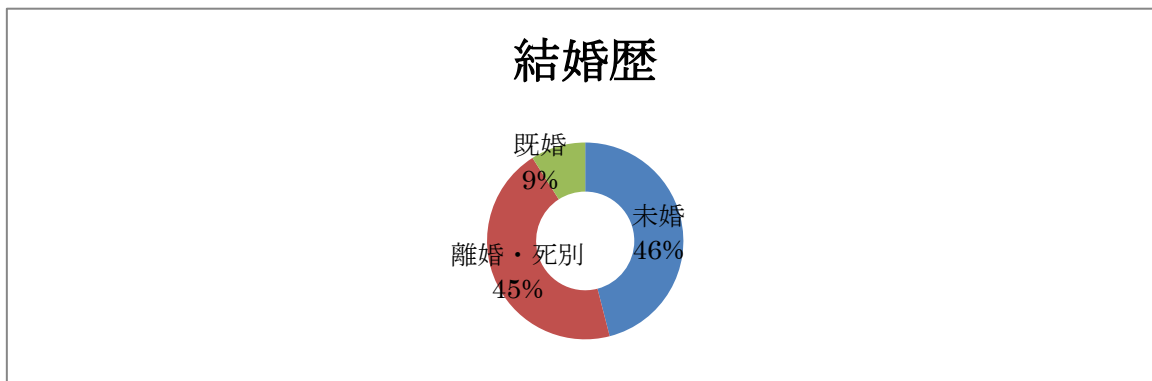


ホームレスの実態に関する全国調査 全国 2,049 人対象 (厚生労働省)

(2)家族、家庭の問題・・・現在の日本のホームレスは 50 歳代の中高齢層の男性が中心である。図 3 はホームレスの結婚歴の割合を表したものである。これを見ると、既婚者が全体の 9%、未婚者は 46%、そして離婚・死別が 45% である。このように未婚であり、結婚歴があっても離婚や死別しているものが全体の 90%を占めるため、家族や家庭の支援が得られにくく、更に仕事を喪失することによって、一般社会の中から孤立してしまいそのままホームレスになってしまう。最近では、何らかの理由により家を失ったり、家賃の滞納による立

ち退きや夫の暴力からの逃避などにより、女性や家族のホームレスが一部に見られるようになっている。

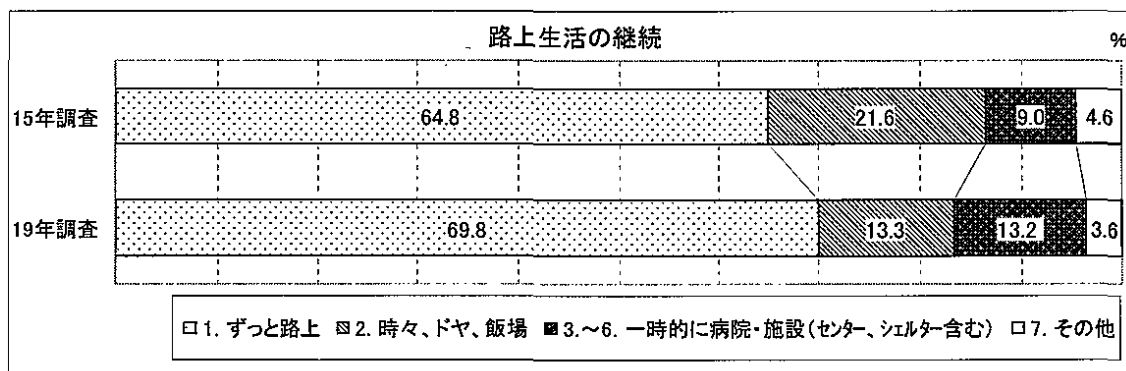
図 3 ホームレスの結婚歴の割合



「筆者作成」

(3)住居の問題・・・老朽化した安い家賃のアパート等が建て替えにより家賃が高くなり、不安定収入層の者がアパート等を借りにくい状況がみられる。また、簡易宿所も建て替え等により宿泊代が上昇した一方で、日雇労働の賃金の低下や就労日数の減少等により、宿泊代と賃金のバランスが崩れ、継続した簡易宿所での生活が困難な状況になっていることが多い。図 4 はホームレスの路上生活中の住居の割合を表したものである。これを見ても平成 15 年調査より平成 19 年調査では、路上生活継続の割合が増加している。

図 4 ホームレスの路上生活中の住居



ホームレスの実態に関する全国調査 全国 2,049 人対象 (厚生労働省)

ここまで(1)(2)(3)とホームレスの主たる 3 つの原因を見てきたが、社会保障は職域と地域などの関連が重視される部分が多いことから、職域も地域も持たないホームレスが、一般の社会施策から抜け落ちる恐れがあると考えられる。

### III イギリスにおけるホームレスの定義と実態

次に、イギリスにおけるホームレスの実態を日本との比較を交えながら分析していく。

イギリスにおけるホームレスの定義はイギリスの「住宅法<sup>4</sup>」に次のように規定されている。

(1)占有できる住居を持っていない状態にある世帯の一員

(2)家があってもそこに立ち入れない場合、住むことが許されていない車両や船で生活している場合、家があってもそこに継続的に住む理由をもっていない場合

(3)28 日以内にホームレスになる可能性のある場合

これは日本の定義と比較すると、日本は住む家がなく、道路・公園・河川敷・駅舎などで生活している者をホームレスとするのに対して、イギリスでは(2)の定義のように家があってもそこに継続的に住む理由を持っていない者もホームレスと定義しており、日本とは違いが見られる。また、(3)28 日以内にホームレスになる可能性のある場合、という具体的な期限を設けているのも日本とは異なりイギリス特有のものである。

イギリスにおけるホームレス問題は、複合原因説がおおむね合意を得ており、様々な原因が複合的に絡み合っている。現状としては、1991 年のピーク時で約 145,000 人（イングランドのみ）、1994 年で約 125,360 人、2000 年で 105,520 人と、ピーク時から 9 年間で 39,480 人の減少傾向にある。しかし、日本で進むホームレスの高齢化とは違い、逆にティーンエイジャーのホームレスが増加傾向にあり、雇用、家族問題、ドラッグ等の問題がクローズアップされている。このように日本と比較して、ホームレスの年齢層、発生原因などにおいての違いが見られる。

そして、イギリスの政府はホームレスに対し、以下のような義務がある。

(1)助言と情報を無料で提供する

(2)優先的なニーズを持つホームレスへの、住宅手当と住居を得るための援助

この政府のホームレスに対する義務期間は 2 年で更に継続が可能であるが、住宅が不足しているために恒久的住宅に移れず、ホステル等の臨時施設に住んだり、路上に出るなどの問題があり、住宅の確保と保健・福祉サービス、就労援助など総合的な支援が必要となっている。

近年では、首都ロンドンを中心としたラフスリーパー<sup>5</sup> (rough sleeper) と呼ばれる野宿生活者の野宿者対策が重点課題として取り上げられ、ロンドンを中心に RSI<sup>6</sup> (Rough Sleepers Initiative) と呼称された野宿者優先プログラムが実施され、その鍵となる次のような 6 つの原則が打ち出された。

(1)野宿の根本原因を理解すること、(2)路上生活を維持するような方法はやめ、路上から立ち去ることを支援するアプローチを追求する、(3)最も支援を必要としている人に焦点をあてる、(4)最も傷つきやすい人々で支援するのが難しい人々も、専門家の助けを借り、あきらめずに支援する、(5)野宿者を社会の活動的な一員となるように支援する、(6)健康で自立できる人々に与えることのできる保護については、現実的に考える。

この 6 つの基本原則を元にラフスリーパーの社会的排除を防止するため、住宅、保健、雇用などを含めたサービスが受けられるよう戦略全体を調整する責任を持つ省を定めた。またこれを監督するための内閣委員会を設立し、年 1 度の報告義務を設け、予防のために、刑務所、保護観察サービスの改善、退役軍人へのサービスの改善を行い、雇用への援助を集中的に行うなどの対策が強調されている。

イギリスのホームレスに対する支援対策は、上に挙げたラフスリーパーへの対策を中心に、今晚野宿をする者への早急な支援、元野宿者の生活の再構築、そして将来的な野宿者の発生の防止など、ホームレスそれぞれのニーズに合わせたトータルな支援対策を行っており、再発防止を含めた革新的なアプローチが提案されていると言える。

イギリスにおいてのラフスリーパーと呼ばれる野宿生活者は、日本においてのホームレスである路上生活者であり、このイギリスでのラフスリーパーに対して実施される対策を、日本におけるホームレス自立支援対策の今後の見本に

なると位置づけることができる。

ここまでイギリスのホームレスの問題や現状、支援対策を見てきたが、ホームレスの定義を見ても国によって違いが見られる。ホームレスの数を見ると、定義の違いや人口の違いで一概には比較できないが、支援対策としては今後参考にすべき点があると考えられる。

また、上にも挙げたがイギリスのホームレス問題は日本の高齢化とは違い、若年層のティーンエイジャーが多い。ホームレスとなる原因もイギリスは、両親の離婚、両親と死別、家庭内暴力、失業、精神的な病気、不登校、10代の妊娠、麻薬やアルコール依存症などの問題が複合的に絡み合っ生じる複合原因説が合意を得ているのに対して、日本は失業、倒産、仕事の減少など仕事に関することにホームレスとなる原因が偏っている。これには雇用環境の違いが関係している。イギリスでは1つの職場で一生働くというより、職業を変え、職場を変える、転職が盛んである。しかし日本では今でこそ体制は崩れつつあるが、終身雇用体制をとっている企業が多い。なので、日本では転職の際スイッチングコストがかかり、1回仕事を失うと次の仕事に転職しにくいということが起きる。そして、そこからホームレスとなる者が出てくる。このように、日本はイギリスと比較して雇用システムの違いから、ホームレス発生原因が変わってくる。

#### IV 日本のホームレス数に関する全国実態調査

イギリスの現状、対策を見てきたが、次は日本に話を戻してまず近年のホームレス数の現状を見ていくことにする。

日本のホームレスの全国的な状況については、全国におけるホームレスの人数を把握するため、厚生労働省（旧厚生省を含む。以下同じとする。）ではホームレスの実態に関する全国調査を平成11年3月に初めて実施しており、それ以降、平成11年10月調査、平成13年9月調査、平成15年1月～2月調査、平成19年1月調査とホームレスの全国調査を行っている。平成11年3月に実施された1回目の調査では、東京都23区、指定都市、中核市、県庁所在地の比較的ホームレスが多く存在すると思われる77の市区を対象に実施した。そ



して2回目は平成11年10月に、3回目は平成13年9月にそれぞれ全国を対象に実施されている。しかし、これらの調査は各自治体が把握している人数を厚生労働省に報告・集計したものであって、調査方法、調査時期は各自治体によって異なっている。また、2回目の平成11年10月、3回目の平成13年9月の調査は、全国の都道府県に調査依頼を行ったが、全国のすべての市区町村から報告があったのではなく、報告があった市区町村もそれぞれ異なっていた。各調査の結果は以下の通りである。

平成11年3月調査・・・16,247人（自治体数77市区）

平成11年10月調査・・・20,451人（自治体数132市区町）

平成13年9月調査・・・24,090人（自治体数420市区町村）

しかしながら、これらの調査による結果では全国のホームレスの数を確認できたとは言い難い。そこで平成15年1月～2月の調査ではこれまでとは異なり、厚生労働省が統一した調査方法により同時期に3,240の全国すべての市区町村において調査を行ったことで、実質的には日本で初めてのホームレスの数に関する全国調査となるものである。

平成15年1月～2月調査・・・25,296人（自治体数3,240市区町村）

前に述べたように、前回の調査とは一概に比較できないが、あえて比較したとすると1,206人の増となっている。さらに一番最近、厚生労働省がおこなったホームレスの実態に関する全国調査は平成19年1月であり、調査結果は以下の通りである。

平成19年1月調査・・・18,564人（自治体数3,240市区町村）

この調査で初めて正確な増減を確認でき、前回平成15年調査より6,732人、26.6%減少傾向を示した。増加する一方であると思われたホームレスだが、全国的には減少傾向にある。しかしまだまだホームレス問題は解決しなければならない問題であり、次は自立、支援策について検討していく。

## V ホームレスの自立、支援 ～社会的企業～

ホームレスに対する自立支援は、ホームレス自身が地域社会の一員として社会生活が送れるようにすることが基本であり、ホームレスのニーズに応じた施

策の推進が必要である。

ホームレスには大きく分けて以下の3つのタイプがある。

- (1)就職したいが仕事がなく野宿生活を余儀なくされている者
- (2)高齢・病気・障害などで福祉や医療が必要な者
- (3)社会的生活を嫌う者

そしてその中でも図1を見て分かるように、倒産や失業などの失職によりホームレスになる人々が最も多いことから、ホームレスの中でもきちんと就職して働きたいという者が多く存在していることが分かる。

そして、それらのホームレスの自立、支援の対策において大きな役割を担うものの1つとして社会的企業がある。

「社会的企業（ソーシャル・エンタープライズ）<sup>7</sup>」＝「ビジネスの手法や戦略を用いて社会的な問題の解決に取り組む組織である。基本的に事業、もしくは社会問題の解決に再投資するために利益を追求する。」

今世界中には様々な社会的な課題が存在している。ホームレス問題にとどまらず、環境保全、高齢者・障害者支援、青少年の教育支援、途上国支援、貧困問題などなど、大きな政府の限界がある一方で、価値観が多様化する中、こういった課題に新しい視点からビジネスの手法をもって立ち向かう事業体が社会的企業である。この社会的企業が今日の社会問題を解決するための担い手として世界的に注目されている。

社会的企業には次のような3つの基本要件がある。

- (1)社会性＝今解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。
- (2)事業性＝社会的ミッションをビジネスの形に分かりやすく表わし、継続的に事業活動を進めていくこと。
- (3)革新性＝新しい社会的商品・サービスやそれらを提供する仕組みを開発すること。また一般的な事業を活用して社会的課題に取り組む仕組みを開発すること。

これらの3つの基本要件が一般企業との事業とは明確に異なる点である。

また社会的企業がそのミッションの実現を目指して活動を行う際に、その事業を立ち上げ、企業家精神を持って活動していく起業家を社会的企業家<sup>8</sup>（ソ

ーシャル・アントレプレナー) と呼ぶ。

そして次にホームレスの自立、支援をミッションとした社会的企業の例を見ていく。

## VI 社会的企業 「ビッグ・イシュー (The Big Issue)」

上に述べたような社会的企業として、ホームレスの仕事をつくり、自立を応援し社会復帰に貢献するという目的のために発足した、社会的企業ビッグ・イシュー<sup>9</sup> (The Big Issue) の活動についてこれから分析していく。

このビッグ・イシューの事業は、THE BIG ISSUE という雑誌をホームレスが街頭で販売し、その売り上げの一部を収入として手にするというものである。雑誌販売者は次の条件を持った人々に限定されている。

- (1)ホームレスである者
- (2)自分の住居を持たない者
- (3)住居を得たホームレスでも必要な場合の者

そして、雑誌販売の仕組みは、まず販売者は1冊 300円のビッグ・イシュー10冊を無料で受取り、それを販売し売り上げ3,000円を元手に、以後は1冊140円でビッグ・イシューを仕入れて300円で販売し、160円を自らの収入とするものである。1日の平均販売者収入は販売部数が20~25冊で3,200~4,000円となる。それぞれの販売者の収入は、ホームレス自身のやる気や販売の工夫によって左右されるため、販売意欲の向上、人とのコミュニケーションの取り方など、自らの工夫や努力によるものであり、金銭面的な自立支援だけでなく、ホームレスの人々の内面的な意識改革を行うのがビッグ・イシューである。さらにビッグ・イシューの販売にあたり、販売者には次の行動規範が設けられている。

- (1)割り当てられた場所で販売、(2)IDカードを提示して販売、(3)攻撃的または脅迫的な態度や言葉の禁止、(4)酒や薬物の影響を受けたままの販売の禁止、(5)他の市民の邪魔や通行の妨害の禁止、(6)街頭で生活費を稼ぐ他の者との争いの禁止、(7)ビッグ・イシューのIDをつけて、販売中に金品などの無心の禁止、(8)どのような状況であろうと、ビッグ・イシューとその販売者の信頼を落とす

ような行為の禁止。

これらの行動規範によって、ホームレスの人々に社会的立場の向上も促進させることを目的としている。

社会的企業ビッグ・イシューでは、ミッションとしてホームレスの人々の社会復帰を最大の目的として掲げており、ホームレスからの自立へ向かって3つのステップを定めている。

第1ステップ・・・簡易宿泊所（1泊1,000円前後）などに泊まり路上生活から脱出する。（1日25～30冊売れば可能）

第2ステップ・・・自力でアパートを借り、住所を持つ。

（1日35～40冊売り、毎日1,000円程度貯金し、7～8ヵ月でアパートの敷金をつくる。）

第3ステップ・・・住所をベースに新たな就職活動をする。

現在のビッグ・イシューでは、販売者の多くは第2ステップに挑戦中である。

このようなイギリスの社会的企業ビッグ・イシューがホームレスの自立を支援し、それが世界中に広がっている。

次の章では、ホームレス自立支援の社会的企業として成功したこのイギリスのビッグ・イシューを例にビッグ・イシューの問題点を分析し、さらにそれを踏まえ、独自にホームレス自立支援のための社会的企業のビジネスモデルを日本のホームレスの特徴を見ながら提案し展開していく。

## VII ホームレスの自立、支援の社会的企業の新たなビジネスモデル

ここでは、日本のホームレスの実態を踏まえ、その特徴に合わせて、ホームレスの自立支援のための新たな社会的企業となるビジネスモデルを提案していく。しかしその前に前章で例に挙げたビッグ・イシューの問題点を分析する。

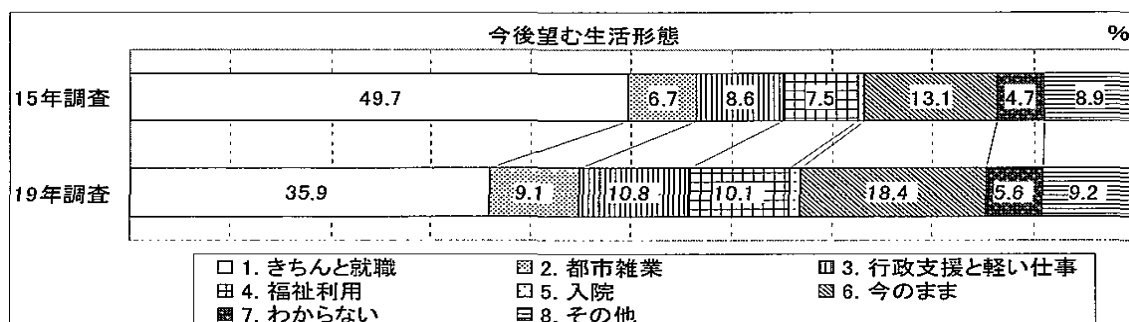
前章で例に挙げた社会的企業ビッグ・イシューは、雑誌販売の仕事をホームレスに与えその売り上げで収入をつくり、住居を確保し、それを土台に就職活動をしてホームレスからの社会復帰を目指すという仕組みである。しかし、ここで問題点として挙げるのは、確かにホームレスに仕事を与え住居を確保させることを支援してはいるが、ホームレスが定職に就き、完全に社会復帰するま

での職業訓練が行われていない。これで本当の意味でのホームレスの自立支援が行われていると言えるのだろうか。

そこで、これから提案する社会的企業では、ビッグ・イシューのモデルも参考にし、職業訓練という点も踏まえてビジネスモデルを提案していく。

初めに、ホームレスが路上生活に至った理由を表した図 1 を見てみると、理由として倒産・失業や仕事が減ったなど仕事の問題が 15 年、19 年調査ともに 50%以上を占めている。またホームレスが今後望む生活形態を表した図 5 を見てみると、15 年調査では仕事をする意欲がある者が 65%で、その中でもきちんと就職して働きたい者が 49.7%、19 年調査でもそれぞれ 55.8%、35.9%と働く意欲がある者が多いことが分かる。

図 5 ホームレスが今後望む生活形態



ホームレスの実態に関する全国調査 全国 2,049 人対象 (厚生労働省)

日本のホームレスの特徴として、就労意欲はあるものの倒産、失業や仕事の減少、健康問題などで働くことができない者が多いことが分かる。これから提案する社会的企業のビジネスモデルでは、これらの人々に住居や医療を支援するだけでなく、職業訓練を行いきちんとした定職に就くことを最大のミッションとする「自立支援&職業訓練型」のモデルを検討する。

ここで提案するビジネスモデルは大都市（東京、大阪など）を中心に展開する。まずなぜ大都市で展開するのか。そこで全国政令指定都市別ホームレス数を表した図 6 を見てみると、東京都 23 区で 4,213 人、大阪市で 4,069 人、そして政令指定都市全体で見ると 12,968 人と日本全国のホームレス数 18,564 人の約 70%を占めている。特に、東京 23 区と大阪市の 2 大都市で全体の 45%を

占めている。これらから分かるようにホームレスは大都市に多く、そこからビジネスモデルを展開するのが得策である。

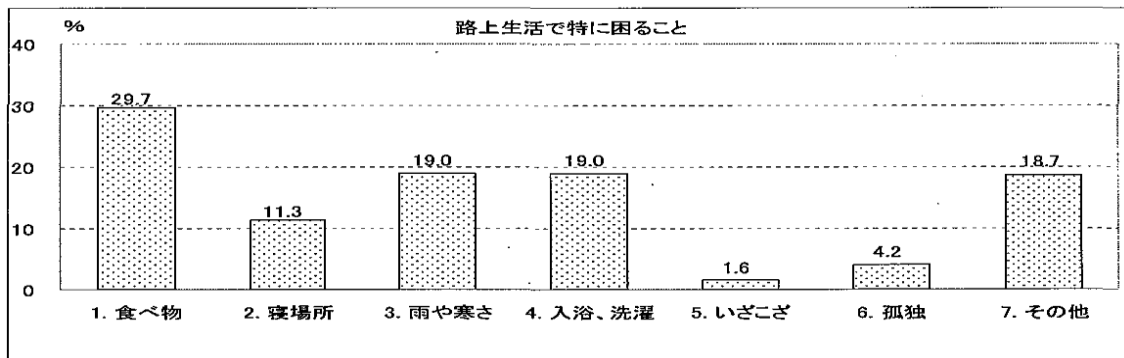
図 6 東京都 23 区及び全国政令指定都市のホームレス数

都道府県名	19 年 調 査			計
	男	女	不明	
東京都 23 区	4,114	99	0	4,213
札幌市	113	6	13	132
仙台市	122	7	3	132
さいたま市	143	7	29	179
千葉市	101	2	0	103
横浜市	653	8	0	661
川崎市	828	20	0	848
静岡市	81	2	4	87
名古屋	587	22	132	741
京都市	306	18	63	387
大阪市	3,558	91	420	4,069
堺市	118	6	9	133
神戸市	132	3	0	135
広島市	111	4	0	115
北九州市	231	18	0	249
福岡市	680	57	47	784
合 計	11,878	370	720	12,968

ホームレスの実態に関する全国調査 全国 2,049 人対象 (厚生労働省)

そしてその大都市(東京、大阪)を中心に、その地域の飲食店(レストラン、居酒屋、ファミリーレストラン)やコンビニエンスストアで日々余って捨てられる食材を調達し、その食材を用いて食事を作り、それをホームレスに提供する。ここでホームレスが路上生活で特に困ることを表した図 7 を見てみると、特に困っていることについては食べ物で 29.7% となっており、ホームレスの人々が食事面で難があることが分かる。なので、まずホームレスの人々に十分な食事補助を行う。ここで用いる食材は飲食店から日々出る余った食材や、コンビニエンスストアなどで廃棄の食材を再利用することで、食材確保のコスト面は抑えることができる。

図 7 ホームレスが路上生活で特に困ること



ホームレスの実態に関する全国調査 全国 2049 人対象 (厚生労働省)

また、食事補助を行うと同時に、ホームレスに調理指導を行い、調理技術を身に付けさせる。この調理指導では技術面からだけでなく、知識面の職業訓練も行い、調理士資格取得を目標とする。職業訓練を終え、技術や知識、経験を得た元ホームレスの料理人による飲食業のサービスを行う。そして、その飲食業の売り上げの一部、職業訓練を受け独立し社会復帰した元ホームレスの料理人の収入に合わせた累進性で徴収し、それを企業に還元するものとする。

しかし、このビジネスモデルの提案には余った食材の確保の問題、調理指導、資格取得の問題、雇用問題などの問題点が生じる。

この問題点には、大手企業や調理師学校と連携をはかることに解決策を見出していく。解決策としては、近年、多くの企業が環境に対して行っている CSR<sup>10</sup> (Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任) に着目する。CSR の具体的な内容については国や地域によって考えが異なり国際的な定義は存在していないが、ヨーロッパで行われたマルチステークホルダー・フォーラム<sup>11</sup> の議論により独自に CSR に定義を与えている。

近年、多くの日本企業は CSR を行っているが、環境面に対してのものが多く。CSR への取り組みは、消費者の購買行動にも直結しており、実際に消費者は、CSR に取り組み社会的責任を果たし倫理観を徹底させている企業の商品を優先的に購入するというデータが出ている。このように、企業の CSR への取り組みはコーポレートブランドを向上させる働きもある。よって私が提案するビジネスモデルにもこの企業の CSR を活用する。着目する企業としては、大手食品会社、大手レストランチェーン店、全国展開しているファミリーレストラン、

コンビニエンスストアなどである。この企業の CSR として、余った食材、商品などを提供してもらう。資源の有効活用から環境面の CSR にも貢献でき、何より環境面に対しての CSR が多い日本で、社会面の課題であるホームレスの自立支援に対して CSR を行うことは、今日の社会問題解決に取り組む企業として、より一層のコーポレートブランド向上に繋がると考えられる。

さらに、職業訓練を終えた元ホームレスの就職支援に関しても CSR に着目する。近年の日本企業は雇用を確保する際、一般採用とは別に障害者採用を行っているところがある。障害者採用は、障害者の社会復帰を支援するという社会面の課題に取り組む企業の CSR である。この障害者採用があるのであれば、ホームレスが社会復帰するための支援として、ホームレス採用、社会復帰採用として雇用システムに組み込むことは可能ではないかと考える。

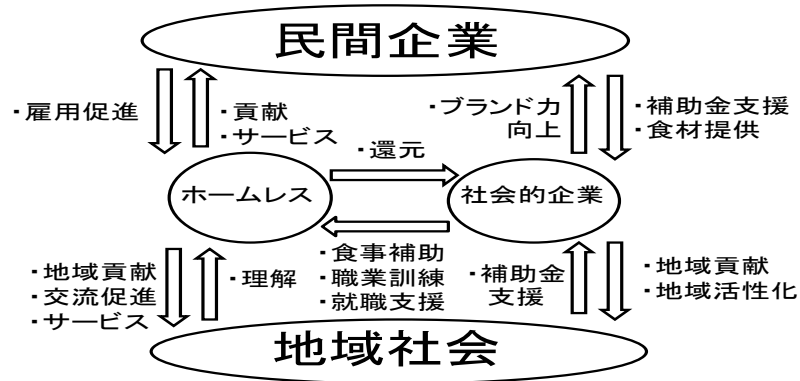
またさらなる問題点としては、世間のホームレスが調理する飲食業に対する抵抗感の問題が挙げられる。

この問題に対しての解決策としては、ホームレスが調理する飲食業を展開する上で、ケータリングサービスをメインとして展開していくことで対応する。ケータリングサービスではパーティーや宴会などの場でのケータリング、その他にも業務用の弁当販売や出前、デリバリーサービスなどを行っていく。

これまで提案してきた社会的企業のビジネスモデルと、民間企業、地域社会によるホームレスの自立支援の流れを下図 8 にまとめる。この流れを見ると、社会的企業がホームレスに自立支援を行い、ホームレスは社会的企業に還元する。また、ホームレスは民間企業からの雇用促進、地域社会からの理解を得ることの代わりに、それぞれに貢献、交流促進、地域活性化のためのサービスを行わなければならないとし、これを社会復帰したホームレスの義務としていく。



図8 ホームレスに対する自立支援の流れ



「筆者作成」

この社会的企業のビジネスモデルでは、最大のミッションとしてホームレスの人々の社会復帰を目的としている。そこで、第VI章で挙げたビッグ・イシューにならって、ホームレスからの自立へ向かっての3つのステップを定める。

第1ステップ・・・食事補助を受け健康状態の改善をはかり、調理指導を受けながら、簡易宿泊所などに泊まり路上生活から脱出する。

第2ステップ・・・職業訓練と並行して、飲食業で働き、住居を確保する。

第3ステップ・・・職業訓練で得た技術、知識、経験を生かして就職活動を行う。

最終的な到達点として完全な社会復帰までを支援していく社会的企業とする。

これまで社会的企業の新しいビジネスモデルを提案してきたが、実際この社会的企業を運営していくにあたり、実質的なものとして2つの大きな問題点が生じてくる。

まず1つめに、果たして社会に受け入れられるのかという問題がある。

この問題の解決策としては、ケータリングサービスを行うなどを上に述べたが、根本的な解決策として、ホームレスに対する世間への認識を変える働きが重要である。私はこの論文を作成するにあたってさまざまなホームレスを見てきたが、決して不衛生なホームレスばかりではなく、髪を整え、身だしなみを整えている清潔的なホームレスも多くいることが分かった。確かに、ホームレ

スは汚いというイメージが先行しているのは事実である。しかし、このイメージを払拭し、固定概念を取り去ることが、ホームレス理解への一歩となる。

そして2つめの実質的な問題として、社会に受け入れられるまでの資金の問題がある。

ホームレスが社会的に受け入れられるには時間がかかるかもしれない。それにつれて補助金が乏しくなり運営が困難になる。それを解決するためには、資金を確保するために、企業のCSRに対するインセンティブを高くして、企業が喜んで資金援助してくれるものが好ましい。また、地域社会からも、ホームレスへの理解を深め、ホームレスも地域社会の一員として支援を要請していかなければならない。

このホームレスの自立支援に向けた社会的企業には、民間企業や地域社会のホームレスに対する理解、解決しなければならない社会問題としての強い認識が必要であり、それらの協力なしには、ホームレス問題は解決に至らないであろう。

## VIII 結び

本稿では、まず日本におけるホームレスの定義、そしてホームレスとなる背景、要因と現状を分析した。次に、イギリスにおけるホームレスの定義と日本の定義を比較し、ホームレス先進国であるイギリスの自立支援対策に目を向けた。そして、イギリスから始まったホームレス自立支援のための社会的企業ビッグ・イシューを例に挙げて、日本におけるホームレス自立支援のための社会的企業の新しいビジネスモデルを提案した。この社会的企業のビジネスモデルを提案するにあたり、第III章にも述べたイギリスのラフスリーパーへの対策RSIの早急な支援、生活の再構築、再発防止を参考にし、ビジネスモデル提案に組み込んだ。このビジネスモデルは第VII章にも述べたように、実現可能に向けて、民間企業の協力、地域社会の理解、協力が必要不可欠であり、それなしには成り立たない。今日の社会問題としてのホームレス問題は、行政の支援もそうであるが、やはり、ホームレスをなくすという目標に向けて社会全体で取り組んでいかなければならない課題であると考えます。そのためにも、私は行政

や民間企業、地域社会はホームレス問題を正しく認識し、理解を示し、協力していく必要性、重要性を改めて訴える。

<参考文献>

厚生労働省 「ホームレスの実態に関する全国調査報告書」

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/01/h0126-5b.html>)

東京都墨田区 NPO 自立支援センターふるさとの会「ホームレスの健康と就労」

([http://www.d5.dion.ne.jp/~hurusato/npo\\_frame.html](http://www.d5.dion.ne.jp/~hurusato/npo_frame.html))

ホームレスの自立支援方策に関する研究会「ホームレスの自立支援方策について」([http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1203/h0308-1\\_16.html](http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1203/h0308-1_16.html))

加納眞士 「ホームレスを救済する 100 の方法」

(<http://www1.odn.ne.jp/kamiya-ta/homeless.html>)

Social Ecoo 「ソーシャルビジネス・社会的企業とは？」

(<http://www.socialecoo.jp/whatis/index.html>)

上山信一 「続・自治体改革の突破口」(<http://itpro.nikkeibp.co.jp>)

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案」

(<http://www.npokama.org/siryousitu/jichiken/kaname.htm>)

The Big Issue Japan 「ビッグ・イシュー日本版」

谷本寛治 唐木宏一 SIJ 「ソーシャル・アントレプレナーシップ」(NTT 出版 2007 年)

藤井敏彦 「ヨーロッパの CSR と日本の CSR」(日科技連出版社 2005 年)

<脚注>

---

1 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」  
平成 14 年 8 月 第 154 回国会で成立

2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案 第 2 条に規定

3 「ホームレスの実態に関する全国調査」  
厚生労働省によりこれまで計 5 回の調査を実施  
平成 11 年 3 月・10 月 平成 13 年 9 月、平成 15 年 1 月～2 月 平成 19 年 1 月

---

4 「住宅法（イギリス）」

1977年に成立され、85年、96年に改正。

ホームレスと規定された人々がパーマナントな住居を確保する権利とこれへの援助を行う地方政府の義務を明らかにするとともに、ホームレスに対する定義、優先的順位などが規定されている。

5 「ラフスリーパー（rough sleeper）」

日本で言う野宿生活者を意味しており、単身ホームレスであるということから、シングルホームレスとも言われている。

6 RSI（Rough Sleepers Initiative）

2000年夏に公表されたラフスリーパー支援対策のための野宿者優先プログラム

7 谷本寛治 唐木宏一 SIJ 「ソーシャル・アントレプレナーシップ」（NTT出版 2007年）

8 「社会的企業家（ソーシャル・アントレプレナー）」

今解決が求められている社会的課題に取組み、新しいビジネスモデルを提案し、実行する社会変革の担い手である。

9 「ビッグ・イシュー（The Big Issue）」

ホームレスの救済（チャリティ）ではなく、仕事を提供し収入を与え自立を支援する機会を提供する社会的企業。発案は国際的な化粧品会社ボディショップの創設者であるゴードン・ロディック氏、そして創始者ジョン・バード氏により、1991年イギリスのロンドンで開始。その後世界中に広がり、日本でも2003年に有限会社ビッグ・イシューが設立される。

10 「CSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任）」

社会面及び環境面の考慮を自主的に業務に統合することである。それは、法的要請や契約上の義務を上回るものである。CSRは法律上、契約上の要請以上のことを行うことである。CSRは法律や契約に置き換わるものでも、また、法律及び契約を避けるためのものでもない。

11 「マルチステークホルダー・フォーラム」

欧州委員会の雇用社会総局と企業総局の両コミッショナー（日本の大臣に相当）が議長を務め、産業界、労働組合、環境NGO、社会関係NGO及び途上国問題を扱うNGOが集いCSRの方向性を議論したマルチステークホルダー・フォーラムが2004年6月に最終報告を出した。